

1. 保健指導

(1) 事業概要

1. 保健指導 (1) 事業概要

ア 目的

糖尿病性腎症重症化予防プログラム（以下「予防プログラム」という。）に基づき、糖尿病の重症化リスクの高い者について、通院治療中の者に通院先の医療機関の医師（以下「かかりつけ医」という。）の指示に基づき保健指導を行うことにより、糖尿病性腎症の重症化予防を促進し、国民健康保険被保険者の健康維持、医療費の適正化を実現する。

イ 実施内容

- ① 予防プログラムの抽出基準に合致する保健指導候補者（以下「候補者」という。）に対して、保健指導通知書を発送し（※）、希望する市町においては、電話番号を把握している方に対して非専門職から電話による参加勧奨を実施した。
※パターン1：5月24日 パターン2：6月28日
- ② 対象者が参加申込し、かかりつけ医から推薦、及び指示依頼書を取得した対象者に対して、7月～12月の期間に保健指導を実施した。
- ③ 保健指導修了者から聞き取った検査値（初回支援と最終支援）の変化から健康状態の確認を行った。
また、保健指導修了者から取得したアンケート結果を用いて、自己管理の実施状況の確認を行った。不参加者については、令和5年度と令和6年度の特定健診の結果が両方あるものについてその変化の確認を行った。

【予防プログラムの抽出基準】

- ◆ 令和5年7月から令和5年12月診療分までのレセプトで、レセプトデータの傷病名に糖尿病、その合併症の記載があり、経口血糖降下剤、インスリンなど、糖尿病に関わる投薬がある方
- ◆ 上記のうち、レセプト・健診データから糖尿病性腎症の判定ステージ（仮）が第2期、第3期及び第4期と判定された方
- ◆ ただし、糖尿病性腎症重症化予防プログラムの除外要件になっている「がん等で終末期にある者」「認知機能障害がある者」「生活習慣病管理料、糖尿病透析予防指導管理料の算定対象となっている者」に該当する方は除外

病期2期
(面談1回+電話3回)

病期3・4期
(面談2回+電話2回)



1. 保健指導 (1) 事業概要

ウ 募集方式

保健指導は2つの募集方式から市町にて選択し、参加者を募集した。

【パターン1】

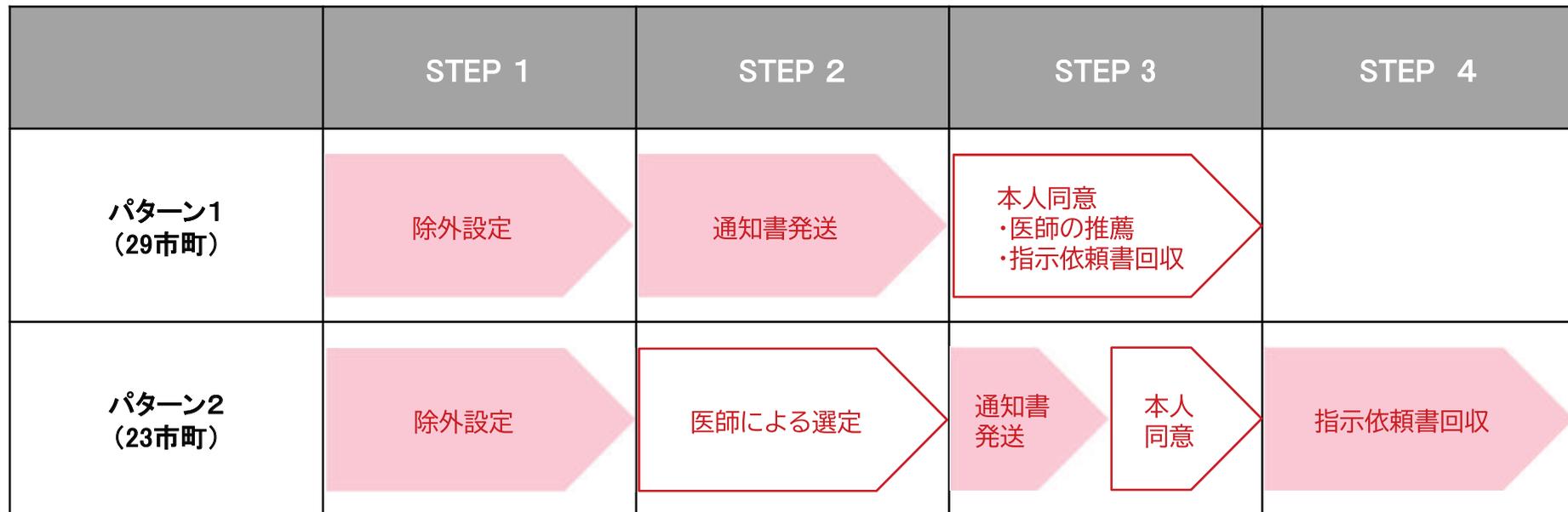
市町が除外設定後、保健指導通知書を送付し、対象者本人が医療機関へ通院等の際に、かかりつけ医から推薦を取得する方式
 (保健指導通知書発送前に、協力医療機関へ説明を行う期間を確保する。)

【パターン2】

市町が除外設定後、かかりつけ医が選定(推薦)した対象者に対して保健指導通知書を送付する方式

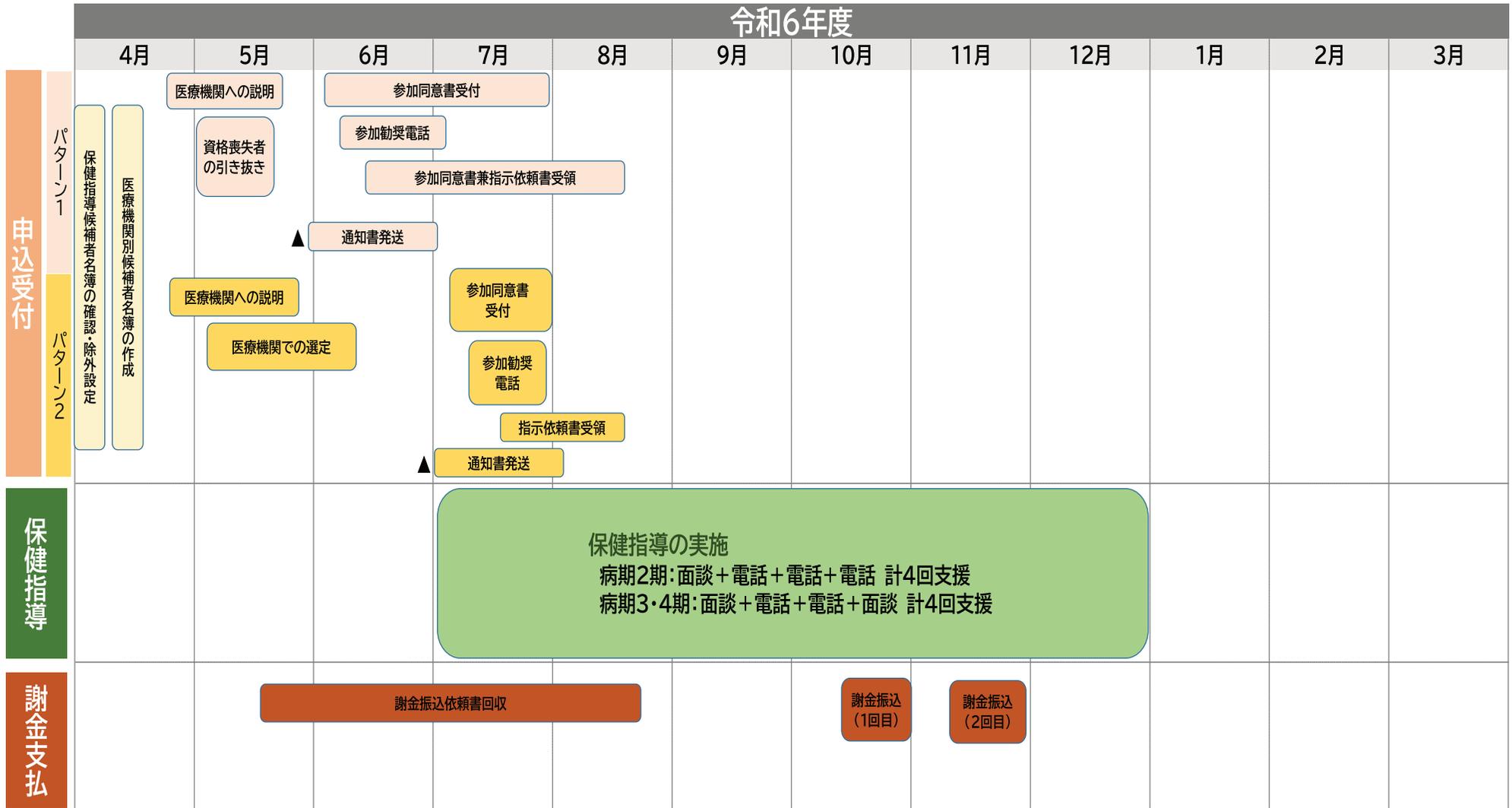
なお、かかりつけ医による保健指導対象者の選定方法には、上記の自薦の他に他薦がある。

他薦とは、市町が除外した方や名簿抽出されなかった方に対して、保健指導プログラム候補者推薦の条件を満たしていれば、かかりつけ医が保健指導が有効であると判断した場合に候補者名簿に記載されている人として推薦し、かつ、本人が参加を希望する場合のことを表す。



1. 保健指導 (1)事業概要

Ⅱ 実施時期



1. 保健指導 (1) 事業概要

才 参加市町(52市町)

項番	平成26年度開始	項番	平成27年度開始	項番	平成29年度開始	項番	令和元年度開始
1	川越市	1	東松山市	1	坂戸市	1	久喜市
2	所沢市	2	桶川市	2	毛呂山町	2	小川町
3	飯能市	3	北本市	3	滑川町	項番	令和2年度開始
4	狭山市	4	富士見市	4	ときがわ町	1	蓮田市
5	羽生市	5	ふじみ野市	5	川島町		
6	鴻巣市	6	三芳町	6	吉見町		
7	上尾市	7	越生町	7	杉戸町		
8	草加市	8	白岡市	8	松伏町		
9	戸田市	項番	平成28年度開始	項番	平成30年度開始		
10	入間市	1	熊谷市	1	伊奈町		
11	朝霞市	2	行田市	2	幸手市		
12	志木市	3	加須市				
13	和光市	4	本庄市				
14	新座市	5	春日部市				
15	八潮市	6	越谷市				
16	三郷市	7	鶴ヶ島市				
17	日高市	8	嵐山町				
18	鳩山町	9	美里町				
19	さいたま市	10	神川町				
		11	上里町				
		12	宮代町				

